

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/gyousei/mynumber-original-usecase .

執行機関名 愛媛県知事

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	20歳未満の者を扶養している者(配偶者のない者に限る。)に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1 第6の項 20歳未満の者を扶養している者(配偶者のない者に限る。)に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条、第31条、第31条の10	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。 第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。(以下、省略)	第1条 この要綱は、 <u>高等学校を卒業していない(中退を含む。)</u> ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合に、予算の範囲内において給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親のより良い条件での就業や転職を支援し、 <u>ひとり親家庭の自立や生活の安定を図ることを目的とする。</u> また、ひとり親家庭の児童についても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による支援を行うこととする。
⑦独自利用事務の関連規範		ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金支給事業実施要綱